

豊島区保育問題協議会 2013年度予算要望への回答

<放射能・災害対策>について

1 いまでも放射線量には不安があります。年2回以上の放射線測定を区が責任を持って行ってください。
また、園でも補助的に測定できるように放射能測定器をすべての保育施設に設置してください。

回答 空間放射線量の測定については、平成23年6月の朋有小学校での定点観測を皮切りに、第一次測定から第三次測定を実施し、順次測定対象を拡大してきました。平成24年1月～3月の間に認可保育所全園の測定を実施しました。その結果、区立保育園4園で基準値(0.23マイクロシーベルト/時間)を超える観測地点がありましたが、適正な除染作業の結果、基準値以下となりました。

これまでに実施した他地点の測定結果からも、区内には高放射線を示す地域、いわゆる「ホットスポット」は存在しないことが確認されました。

平成24年9月に公表されました本区の「放射性物質対策報告書」によりますと、空間放射線量について、これまでの測定・検査結果等から判断すると安全性は確保されていると考えられており、今後、状況に変化が生じた場合には、必要な対策を迅速に実施するとされております。従いまして、現在のところ、定点観測を除いた認可保育所での空間放射線量測定は予定しておりません。

また、同じ理由で、現状では保育園施設で放射線測定機を設置する必要はないと考えております。

2 給食や食材に関しては、放射線測定済みの食材を使用して下さい。

回答 食品については、原子力災害対策特別措置法に基づき、この4月より「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、各都道府県に示されています。東京都を含む17都県では、この指示を踏まえながら、これまで得られている検査結果等を考慮し、各自治体が検査を実施し、新たな食品中の放射性物質の基準値を超えたものについては、出荷制限等の措置をとることとされております。したがいまして、現時点においては、市場に流通する食品は一定の安全性が保たれた食材であるという認識であります。

また、生産地を限定するようなことは、風評被害を助長するようなことになりかねないため、区として対応することは困難です。

3 栄養士や調理関係者の研修や交流など情報交換の場を区の主催で定期的に設けてください。

回答 子ども家庭部では、「子ども福祉研修」として年間計画に基づき、区立保育園に限らず民間保育園に勤務する職員も参加できるよう研修を開催しております。

しかし、ご要望いただいております交流などの場は設けておりません。

今後保育園課で主催する際に、情報交換等も含めた内容の検討をいたしたいと考えております。

4 災害時の安全対策として防災グッズの支給をお願いします。(備蓄品、くつ、マスク、防災ずきん、ヘルメットなど)

回答 昨年度、区内の認可保育所及び認証保育所全園に、備蓄用の飲料水、食糧、紙おむつ、手回し充電ラジオ及びLEDランタンといった災害時に必要になるものを配付したところです。また、私立保育園

のご希望をうかがったうえで、防災頭巾の配付も行いました。

また、平成 25 年 4 月に「東京都帰宅困難者対策条例」が施行されることとなり、現在、防災課が中心となり、備蓄品の強化について検討をしているところです。その検討結果により、保育施設の備蓄品についても対応が必要になると考えております。

5 区立保育園すでに実施されている「連絡システム伝言板」を豊島区内のすべての保育園で使用できるようにしてください。

回答 区立保育園では、平成 24 年 6 月に「区立保育園メールシステム」を導入しました。災害発生時に保育園から保護者に対しての情報提供をするほか、保育園の各種行事などの情報提供も行うことを考えております。導入から約 6 か月経過しましたが、同システムについては、今後、各保育園における登録者数や利用実態などについての検証が必要であると考えております。
私立保育園への対象拡大につきましては、区立保育園における同システムの費用対効果を検証したうえで検討したいと考えます。

＜制度・子育て施策＞について

1 認可保育園を増設するための補助制度を拡充できるように都に要求してください。

回答 認可保育所を設置する際の園舎建設等に対しては、安心こども基金（国）、子供家庭支援区市町村包括補助事業または待機児童解消区市町村支援事業（東京都）及び区補助により補助を行っております。
今年度からは、事業者の負担を軽減するため、施設整備費用が上記国の補助制度の補助基準額（上限）を超える場合、最大で総事業費（補助対象経費）の 3/4 の額を補助することとしました。
この区単独補助制度の拡充により、事業者の負担はこれまでより軽減できると考えます。

2 待機児童の解消のために、認可保育所を増やしてください。

回答 現在区は、平成 22 年度版 豊島区保育計画（平成 24 年 3 月に一部修正。）により待機児童対策を進めています。
認可保育所の新設につきましては、大塚駅南口に平成 25 年 9 月に開設予定の 1 園が保育計画上の予定となっており、現在準備を進めております。なお、これ以外には、認可保育所の設置の予定はございません。

3 平成 26 年 3 月で終了する「臨時保育所」に代わる待機児童対策の施設を確保してください。

回答 池袋本町地区は、大規模マンションの建設等により待機児童数が多いと認識しております。その解消のため、認証保育所の誘致などを対策として考えております。

4 区立保育園の民間委託は子どもたちの負担を考え、これ以上すすめないでください。

回答 区立保育園の民営化につきましては、豊島区基本計画に規定されている「区立保育園 28 園の半数程度民営化を進める」という目標を踏まえ、保護者や区民の充分な理解を得ながら慎重に進めていきた

いと考えております。

5 公立保育園の運営費と施設整備費の国庫負担が復活できるように国に要望してください。

回答 区立保育園の園舎については、昭和40年代に建設され、改築等を行うべき年次を迎えているものがあります。これらの経費は、区にとっても相当な負担となります。

従いまして、公立保育園の施設整備に対する国庫補助等については、復活していただけるように例年要望は出しております。この要望につきましては、今後も継続したいと考えております。

6 「面積基準緩和」は“詰め込み保育”となり、保育士の目が子どもに届かない事態ともなりかねないので、面積基準は緩和せず、これまでの基準を守ってください。

回答 現在、現行基準のもとに定員の弾力化を行っております。仮に、面積基準の緩和を実施すると、たとえば、園児同士の接触が増え噛みつき行為等も増えたり、0歳児及び1歳児の受入枠の拡大にリンクして2歳児以上の受入枠を全て拡大する必要が生じてきます。このようなことからも、面積基準緩和の適用は、現実には難しいところがあると考えております。

面積基準については、現行基準を可能な限り維持すべきものと考えております。

7 食物アレルギーや特別な配慮を必要とする子どもには、すべての保育園で除去食ではなく、代替食等の対応を行ってください。

回答 現時点において、食物アレルギーや特別な配慮のあるお子さんの対応は、区内保育園（公立・私立・認証・臨時保育所）全園で統一したものにはなっておりません。

区立（公設公営）保育園においては、この4月から同様に除去食提供という対応を取っております。食物アレルギーは、除去食品・除去指示が個人で差が大変大きく、アナフィラキシーショック等人命に係る重篤なお子さんもいること等を踏まえ、現在は「人命第一・安全な給食提供」、「公平なサービスの提供」という点から、除去食を提供するという対応をとっております。

ご要望いただいておりますように、すべての保育園で代替食等の提供を行うことがより望ましいという認識はございます。今後安全を確保した上で、いかに公平に区民サービスを向上させていくか課題であると考えております。

8 5か年計画にも存在のなかった「西巣鴨第二保育園」の民営化事業は、保護者との十分な意見交換及び合意のないままに進められ、工事予定など園にも保護者にも知らされず安全に対しての配慮が無く心配です。また、保護者への説明不足と事業者への指導不足を区側に感じています。なお、引き継ぎについては、子どもたちにとって良い形で引き継ぎができるように公立職員派遣に関しても熟慮してください。

回答 西巣鴨第二保育園の民営化は、前記4回答のとおり、基本計画に規定されている目標に基づくものですが、具体的な園名の公表は民営化（26年度）の3年前で、保護者の皆様には唐突な印象を与えてしまい、これまでにもお詫びをしてきたところです。

平成23年7月以降、保護者会（全体会、クラス別、代表者会）を実施してきましたが、今後も説明会やお知らせなどを通じて、適時適切な情報提供をし、また、保護者の皆様の意見を伺うように努めます。また、事業者とも協議を密にしてまいります。

引継ぎ方法に関しては、現在保護者の皆様と協議をしております。

9 委託の説明が始まった「高松第一保育園」についても保護者との話し合いを十分に行ってください。

回答 今後も説明会やお知らせなどを通じて、適時適切な情報提供をし、また、保護者の皆様の意見を伺うように努めます。

10 「しいの実保育園」については、夜間までの延長児が多いので、子どもの人数に見合った職員の配置ができるように補助をつけてください。

回答 平成23年度の延長保育利用実績を見ますと、一部の園でほぼ恒常に40人以上の利用があるという状況でした。

補助の拡充については、すでに私立保育園長会からもご要望をいただきしており、延長保育事業加算の人数別の延長実施基本額について、新たな区分を設ける改正を行うことを考えております。

11 保育料の値上げにつながる改定はしないでください。

回答 平成25年度は、収入に応じた利用者間の負担の公平化の観点から、所得が高い世帯の保育料の改定を行いました。

保育環境の維持・向上と受益者負担の適正化を図るため、保育料の見直しは常に必要と考えています。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

12 「子ども・子育て関連法」について、区としての考え方をお聞かせください。

回答 法律が施行された以上、区としては、法律や政省令に沿った対応を適切に実施していくことが基本となります。制度の枠の中で、より良い子育てを行えるよう最大限の努力をしてまいります。

来年度以降は、「地方版子ども・子育て会議」の設置や「子ども・子育て事業計画」策定に向けたニーズ調査等の業務を行っていく予定です。

13 保育園から学童保育へスムーズな移行が行えるよう、学童保育のおやつの時間を全員対象で4時に実施して下さい。

回答 現在、学童保育のおやつについては、希望者を対象に17時過ぎに提供しています。提供時間や対象者を変更できるかについて、実務的に検討を続けていますが、結論が出せる段階に至っていません。結論あるいは方向性が見い出せましたらお伝えします。

14 「新一年生応援保育」を継続実施し、期間の延長と実施箇所増を検討してください。

回答 「新一年生応援保育」は、就学直後の子どもについて、放課後の生活への適応を支援する目的の事業であり、実施期間を延長する考えはありません。実施箇所については、需要調査などに基づいて増やしていくことを検討しています。

平成25年度においては、今年度より1か所増やして5か所で実施します。